

## 第1章

# 本計画の位置づけ

全国的に顕在化する公共施設の老朽化問題。伊丹市においても例外ではありません。本計画は、この問題に対処し、魅力ある公共施設を次世代に引き継いでいくための方針を定めたものです。本項では、計画を策定するに至った背景や目的、計画期間、また、総合計画など関連計画との関係について示します。



### 1-1 背景

#### (1) 公共施設等の老朽化の進行

本市では、高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて、人口の急増にあわせて学校や市営住宅、地域の集会施設など集中的に整備してきました。現在では、これらの施設は建築後30年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。これらの施設は、今後、次々と大規模改修や建替えといった更新時期を迎えることとなりますが、全てを同じ規模で新たに建替える場合、その費用は将来的に膨大な額になることが予測されています。

また、老朽化が進んでいるのは「ハコモノ」と呼ばれる建物施設だけではありません。日常生活や産業活動等に

欠かすことのできない水道や下水道、道路・橋りょうなどの、いわゆる「インフラ」と呼ばれる施設についても、建物施設と同様に、経済成長や都市化の進展に伴い整備を行ってきた背景があります。

いわゆる右肩上がり成長を遂げてきたこれまでの時代と異なり、少子高齢化の進行などにより低成長の時代に移行した今日、これまで増え続けてきた公共施設やインフラ施設の維持管理、改修、更新にかかる経費は、本市の今後の行財政運営における大きな懸念事項の一つとして捉えることができます。



トンネル点検

橋りょう点検



出典) 総務省資料

#### (2) 全国の自治体で直面する更新問題

公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化・更新問題は、本市に限ったことではありません。問題の程度に地域差はあるものの、日本全体で人口減少期を迎えた今日において、全国どの自治体においても、問題解決に向けて、今すぐに取り組む必要があるとされています。とりわけ、平成の大合併によって市町村合併した自治体においては、状況は深刻であり、合併前に各自治体が保有していた庁舎や図書館、文化施設等は供給過剰な状況にあるとされています。一方で、今後、合併算定替の特

例期間終了に伴う交付税の減少や合併特例債の償還が自治体の財政を圧迫することが予測され、今ある公共施設等を適切に維持管理できなくなることが懸念されています。

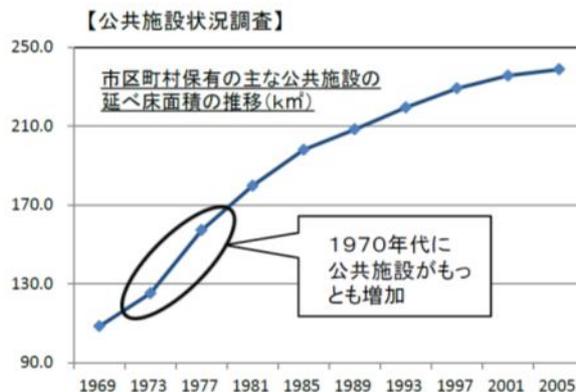


図 1-1 市区町村保有の公共施設の延床面積の推移  
出典) 総務省資料

### (3) 課題解決に向けた取り組み

このような背景のもと、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進を目的に、目指すべき姿や施策の方向性等を示した「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)が策定されています。

| 年次           | 内容                       |          |
|--------------|--------------------------|----------|
| 平成 25 年 11 月 | インフラ長寿命化基本計画             | 関係省庁連絡会議 |
| 平成 26 年 4 月  | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について | 総務省      |
| 平成 26 年 6 月  | 国土強靱化基本計画                | 閣議決定     |

また、東日本大震災や豪雨災害など、昨今の大規模災害を契機に策定された「国土強靱化基本計画」(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされています。この中では、人命の保護や国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、公共施設に係る被害の最小化などを基本目標に掲げ、国民の命と財産を守るための国の基本的な考え方が示されています。

このような国の公共施設等の老朽化や減災・防災対策に係る各種取り組みの進展を踏まえ、地方自治体においても、これらの方針に基づき、地域が所有する公共施設等について、維持管理・更新等の今後のあり方について、基本的な方針を示すことが必要とされています。

このような国の公共施設等の老朽化や減災・防災対策に係る各種取り組みの進展を踏まえ、地方自治体においても、これらの方針に基づき、地域が所有する公共施設等について、維持管理・更新等の今後のあり方について、基本的な方針を示すことが必要とされています。

このような背景から、平成 26 年 4 月 22 日、総務省より各自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の通知がなされ、今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画策定の要請がなされているところです。

## 1-2 計画策定までの経緯

### (1) 伊丹市公共施設白書の策定

本市が保有する公共施設について、施設の床面積や建築年、利用や経費の状況に関する情報、また将来の施設の更新に要する費用などを市全体として把握し、今後の公共施設のあり方について検討するための基礎資料とすることを目的に、伊丹市公共施設白書（平成24年3月策定、平成26年10月改訂）を作成しました。

### (2) 伊丹市公共施設等総合管理計画の策定

伊丹市公共施設白書の作成により明らかとなった公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、本市においても、市民の皆さまに安全・安心に施設を利用いただけるよう適切な維持管理を推進していくことを基本に、現在および予想される将来の本市を取り巻くさまざまな状況を見据えながら、次世代に公共施設等を引き継いでいくことが必要とされています。

このことを踏まえ、施設の長寿命化や予防保全の考え方による維持管理、機能の統合・複合化など効果的・効率的な施設の有効活用、施設の維持修繕や管理運営に係る民間の技術やノウハウを活用したPPP手法の活用など、施設の今後のあり方について基本的な方向性を示す計画として、平成27年3月に「伊丹市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。



### (3) 伊丹市行財政審議会の答申

平成26年度から27年度にかけて、有識者や関係団体、公募市民の方々に構成される「伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会」が開催され、総合管理計画に示される7つの基本方針を基本として、10年20年後のまちづくりにつながる施設の有効活用等について審議が行われました。

本専門部会では、伊丹市公共施設白書に示される現状や課題等を踏まえた上で、具体的な施設の有効活用の方策や留意すべき事項について検討が行われました。

検討にあたっては、財政、建築、まちづくりの専門家から、伊丹市が置かれた現状について客観的な視点で検討をいただくとともに、実際に施設を利用される市民の方、地域や教育関係の組織の代表、さらには行政と市民をつなぐ役割を果たすNPO団体代表に参画いただくことにより、幅広く異なる視点からご意見をいただきました。

とりまとめられた内容を踏まえて、「伊丹市行財政審議会」より伊丹市長へ「公共施設の有効活用等について」答申がなされています。

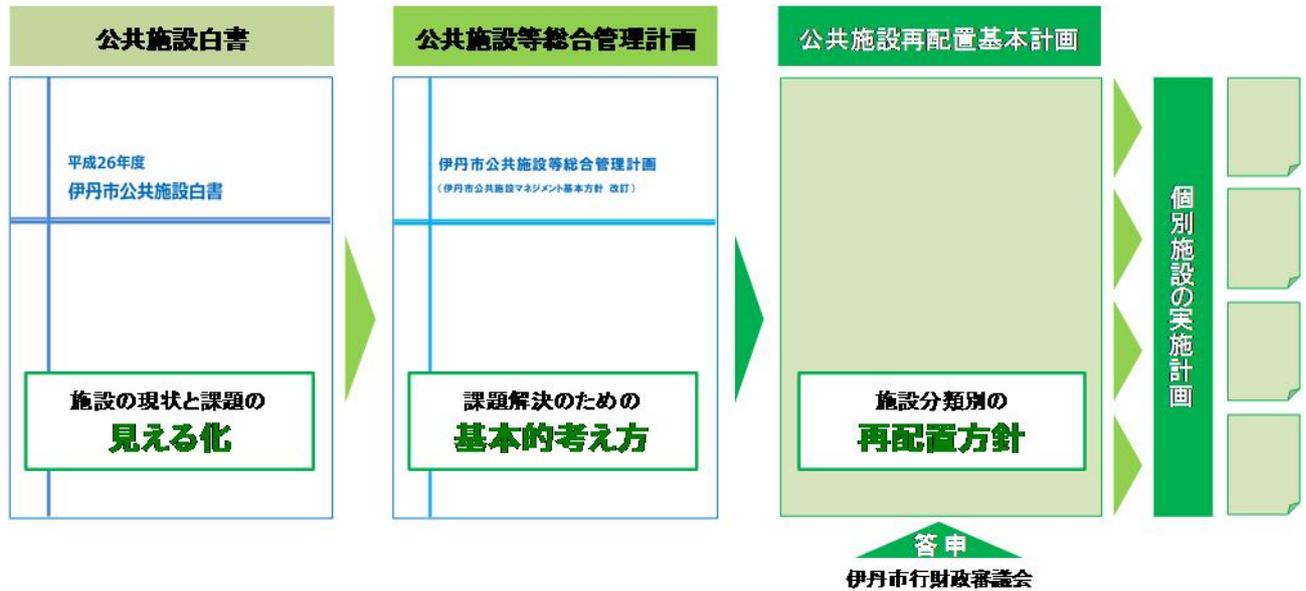


図 1-2 本計画策定までの経緯

### 1-3 計画の位置づけ・対象範囲

平成 27 年 3 月に策定した総合管理計画は、市が保有する建物施設や道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ施設など、全ての公共施設等を対象に、今後の基本的な方針や目標を示した計画です。

本計画は、総合管理計画に示される対象施設のうち、建物施設について具体的な方針を定めたものです。建物施設と同様に更新問題を抱えているインフラ施設については、施設分類ごとに長寿命化計画や経営戦略を策定または今後策定することとしており、当該計画等の中で今後の維持管理等に係る方針を検討していきます。また、公営企業が保有する建物施設については、インフラ施設と一体的に捉えて保全等検討する必要があるものや、病院など事業経営そのものを展開する施設であることなど、それぞれの公営企業の経営戦略の中で検討することを基本とし、本計画と連携を図りながら推進していきます。

なお、公共施設マネジメントは全ての施策分野に関連することから、伊丹市総合計画（第5次）の基本理念のもと、教育や福祉、文化などに係る個別計画との連携を図りながら、着実な推進に向け取り組んでいきます。



図 1-3 本計画の位置づけ

### 1-4 計画期間

総合管理計画では、平成42年度までに市が保有する施設の総延床面積についての総量削減目標を掲げ、取り組みを推進していくこととしています。平成42年度は、10年間を基本的な計画期間※とする「伊丹市総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても平成42年度を計画の目安として設定します。なお、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況、さらには最新の技術的知見の状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、見直し等を図ります。

※：「第5次総合計画の計画期間である10年間に準じて次期総合計画（第6次）を策定する場合、計画期間は平成33～42年度の10年間となります。



図 1-4 計画期間